

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 8 月 3 日
【会社名】	J Kホールディングス株式会社
【英訳名】	JK Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 慶一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区新木場一丁目7番22号
【電話番号】	03 - 5534 - 3800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 館崎 和行
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新木場一丁目7番22号
【電話番号】	03 - 5534 - 3803
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 館崎 和行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年7月4日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

(2) 当該決議事項の内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

## 3 【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 2 報告内容

(2) 当該決議事項の内容

(訂正前)

(省略)

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額決定の件  
監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に対して、譲渡制限付株式報酬を付与するための報酬等の額は30百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議とするものであります。

(省略)

(訂正後)

(省略)

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額決定の件  
監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を付与するための報酬等の額は30百万円以内とすること、及び各取締役への具体的な配分については、取締役会の決議とするものであります。

(省略)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
(省略)					
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件	256,214	1,082	-	(注)1	可決(99.57)
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額決定の件	256,285	1,011	-	(注)1	可決(99.60)
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額決定の件	256,263	1,064	-	(注)1	可決(99.59)

(省略)

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
(省略)					
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件	256,214	1,082	-	(注)1	可決(99.57)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	256,285	1,011	-	(注)1	可決(99.60)
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額決定の件	256,263	1,064	-	(注)1	可決(99.59)

(省略)

以上